

保護者の皆様へ

小田原市教育委員会

学習用端末の持ち帰りをご家庭での利用について

日頃より、本市の教育活動にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

本市では、令和4年5月以降、家庭においてもICTを活用した学習に取り組むことができる環境を整え、児童生徒が主体的に学習に取り組み、資質・能力を一層確かに育むことができるよう進めてまいります。

つきましては、現在学校で使用している学習用端末を日常的に家庭に持ち帰ることができることとします。持ち帰りをする場合には、別紙「学習用端末の持ち帰りについての同意事項」をお読みいただき、「端末持ち帰りに関する同意書」を4月27日（水）までに担任にご提出いただきますようお願いいたします。家庭に児童生徒が使用できる端末がある場合は学習用端末の持ち帰りをしなくても構いません。また、同意書を出していただく必要ありません。

なお、ICTを活用した教育を安全に行うために、令和4年5月から新たなフィルタリングソフトを全校に導入します。学習用端末を用いた際に、教育委員会がインターネットの活用等の学習履歴を取得することとなりますのでご承知おきください。

〔事務担当 教育指導課「教育ネットワークシステム事務局」0465-33-1727〕

切り取り線

学習用端末持ち帰り等に関する同意書

小田原市長 様

年 月 日

端末借用者 (児童生徒氏名)	年 組 番 氏 名 (児童生徒が卒業するまで有効となります)
-------------------	---

学校で使用している端末を持ち帰るにあたり、別紙の「学習用端末持ち帰りについての同意事項」を読み、遵守することに同意します。

住所 _____

保護者署名 _____

「学習用端末の持ち帰りについての同意事項」

1. 貸出しの目的

家庭における、児童生徒の学習（ドリルパークや課題学習、調べ活動等）に利用するため。

2. ご家庭への貸出し機器

- ①学習用端末（Chromebook）
- ②充電用ケーブル

3. 学習用端末持ち帰りに必要な手続き

「端末持ち帰りに関する同意書」を各担任にご提出ください。

※家庭にある端末で、児童生徒が家庭で学習する場合にはご提出の必要はありません。

※同意書は、卒業までの期間有効となります。

4. 端末のご家庭での利用に関する注意事項

①端末の利用者は児童生徒本人です。端末等の第三者への貸出しは禁止です。家庭内でも学習者以外は利用できません。

②機器の破損や紛失をした時にはすぐに学校へ連絡してください。その場合は、実費を負担していただくことがあります。破損しないように、ケースの用意等の配慮をお願いします。専用のものでなくても構いません。

③機器の取り扱いが不適當であると判断した場合は、以後の貸出しをお断りすることがあります。

④自宅から学習用端末でインターネットを閲覧する際は、児童生徒が有害なサイトに入れないように設定しています。ただし、上記に示したように学習目的以外での過度な利用がないか、ご家庭で確認していただきますようお願いいたします。

⑤ご家庭で使用時間をお子様と保護者で話し合ってしっかりと決めるようにしてください。長時間の利用や就寝前の利用を控えるようにしてください。

⑥貸与する学習用端末は、インターネットに接続し、クラウドサービス（Google for education）を利用します。児童生徒が学習用端末を家庭で利用する際は、ご家庭の通信環境を利用していただくことになります。ご協力をお願いいたします。

<問い合わせ先>

小田原市教育委員会教育指導課 「教育ネットワークシステム事務局」 0465-33-1727

（学習用端末の操作等についてのお問い合わせもこちらになります。）